

令和2年1月1日現在

根井デマンド (根井～久慈駅・県立病院経由～消防署前)	根井	馬内	荒津前	砂子
久慈荒町	9	500	500	500
十八日町	0.5	500	500	500
やませ土風館	0.2	500	500	500
久慈駅	0.7	500	500	500
銀行前	0.5	500	500	500
新中の橋	0.5	500	500	500
門前	0.4	500	500	500
東門前	0.3	500	500	500
元気の泉	0.4	500	500	500
県立病院	0.5	500	500	500
田屋	0.8	500	500	500
長内小学校前	0.8	500	500	500
下長内	0.3	500	500	500
消防署前	0.1	500	500	500
	15			

令和2年1月1日現在

根井デマンド (消防署前～県立病院・久慈駅経由～根井)	消防署前	下長内	長内小学校前	田屋	県立病院	元気の泉	東門前	門前	新中の橋	銀行前	久慈駅	やませ土風館	十八日町	久慈荒町
砂子	10.5	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
荒津前	1.8	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
馬内	1.8	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
根井	0.9	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	15													

1 普通旅客運賃
500円(均一制)

2 障がい者等の割引

- (1)障がい者 次の者について、普通旅客運賃の2分の1の額を割り引く。(10円未満は切り上げ)
- ・身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、別表に掲げる第1種または第2種の者
 - ・療育手帳の交付を受けた者のうち、A(重度)またはB(重度以外)の判定を受けた者 ※判定区分の標記が異なる場合も対応する
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (2)介護人 上記の者のうち、身体者障害者手帳の第1種の者、療育手帳のA(重度)の者の介護人1人について、普通旅客運賃の2分の1の額を割り引く。(10円未満は切り上げ) ※療育手帳について、判定区分の標記が異なる場合も対応する

3 小児運賃

小児は6歳以上12歳未満(ただし、満12歳であっても小学生は小児とする)とし、普通旅客運賃の2分の1の額を割り引く。(10円未満は切り上げ)